

## 株式併合に関する公告

平成 29 年 9 月 13 日

株主及び登録株式質権者 各位

京都府久世郡久御山町佐山新開地 128 番地  
京都機械工具株式会社  
代表取締役社長 宇城 邦英

当社は、平成 29 年 6 月 23 日開催の第 67 回定時株主総会において、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として株式併合することを決議いたしましたので、会社法第 181 条の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

### 記

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 株式併合の割合            | 当社普通株式について、5株を1株に併合する |
| 2. 株式併合の効力発生日         | 平成 29 年 10 月 1 日      |
| 3. 効力発生日における発行の可能株式総数 | 9,900,000 株           |

以上

### (ご参考)

当社は、第 67 回定時株主総会において、株式併合の効力発生日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する定款変更を併せて決議しております。

これに伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございません。